【 重 要 事 項 説 明 書 】

〈 令和８年　４月　１日　現在 〉

１：事業者の概要

法　人　名	株式会社 SunDear（さんでぃあ）
代表者氏名	鈴木　直也
法人所在地	埼玉県深谷市常盤町５５番地６８
電話番号	０４８-５９４-８５８０

２：当事業所の概要

事業所名称	心の訪問看護ステーション向日葵-深谷-
所　在　地	埼玉県深谷市小前田２８２２番地３
医療保険指定番号	４６９０３１９
電話番号	０４８-５９８-８０７１
管　理　者	新井　由美子
開設年月	令和５年２月１日

３：事業の目的及び運営の方針

目　的	適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態又は要支援状態にある利用者の立場に立った適切な指定訪問看護（介護予防訪問看護）の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、主治の医師との密接な連携及び訪問看護（介護予防訪問看護）計画書に基づき、利用者の心身機能の維持向上を目指します。また療養上必要な事項については懇切丁寧に指導又は説明致します。利用者の心身の状況や環境を的確に把握し、常に医学の進歩に対応しながら適切な訪問看護（介護予防訪問看護）サービスを提供致します。

４：事業実施地域及び営業時間

通常の事業の実施地域	深谷市、寄居町、熊谷市、美里町 本庄市、小川町、嵐山町の区域とする。
営　　業　　日	月曜日から土曜日とする。 但し、12 月 31 日から１月３日までを除く 営業時間外、営業日以外での対応に関しては応相談。
営　業　時　間	９時００分から１９時００分

5：職員の配置状況

当事業所では、利用者様に対して訪問看護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

①管理者　１名（看護職員と兼務）

事業所の従業員及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業員に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

②看護職員等　看護師常勤換算 2.5 名以上（管理者含む）

主治の医師が在宅医療での訪問看護に必要を認めた利用者に対し、指定訪問看護等の提供に当たる。なお、看護職員（准看護師を除く）は訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む）を作成する。

③看護補助者　２名（看護学生含む）

④事　務　員　２名

６：サービス内容

①健康状態の観察（バイタルサイン測定、病状や障害の観察）

②内服状況の確認

③清拭、洗髪、入浴等による清潔の保持

④食事及び排泄等の日常生活援助

⑤日常生活の相談支援、助言

⑥褥瘡の予防、処置

⑦リハビリテーション

⑧ターミナルケア

⑨認知症患者の看護

⑩精神科領域利用者家族からの相談に対する相談支援、助言

⑪生活状況、観察内容、提供看護内容の記録

⑫各関係機関との連携における連絡、相談

⑬各種行政の医療福祉サービスに関する取得、更新援助

⑭その他主治の医師からの指示による訪問看護業務

７：サービス利用料及び利用者負担

①指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護等が法定代理受領サービスであるときには、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額にする。

②交通費はいかなる場合においても徴収しない。

③死後の処置料は、20,000 円とする。

④前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

⑤精神科訪問看護をご利用される利用者については、自立支援医療制度（精神通院医療）給付対象の方であれば、原則１割負担かつ記載の自己負担上限額に準じた金額です。

⑥利用者負担金は、毎月 27 日（祝休日の場合には、直後の金融機関営業日）までに事業者が指定する方法で支払います。（支払方法：集金、口座振り込み）

⑦【契約書】第６条４項に定めるサービス実施記録簿の複写物の交付を受ける際には、１枚５円の実費負担とする。

８：キャンセル

①　利用者がサービスの利用を中止する際には、速やかに次の連絡先までご連絡下さい。

連絡先：心の訪問看護ステーション向日葵-深谷-　TEL　０４８-５９８-８０７１

利用者の都合でサービスを中止する場合には、出来るだけサービス利用の当日営業開始時間９時までにご連絡下さい。連絡がなく、看護職員等がご自宅に伺った場合には、キャンセル料を申し受ける事となりますのでご了承ください。ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合には、キャンセル料を免除することがあります。

キャンセル料　2,000 円

９：事業所のサービス提供方針

①事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

②指定訪問看護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

③指定介護予防訪問看護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

④事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

10：緊急時の対応方法

①看護職員等は、指定訪問看護等を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急手当を行うとともに、速やかに主治の医師へ連絡し、適切な処置を行う事とする。

②看護職員等は、前項について然るべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治の医師に報告しなければならない。

主治の医師	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先（家族等）	氏名	
	電話番号	

11：事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所、障害相談支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

12：秘密保持

当事業所の職員は、業務上知り得た利用者及びご家族の秘密については、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。また、退職後においても同様とします。但し、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合や、利用者に関わる他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その他情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で利用者又はご家族等の個人情報を用いることができるものとします。

13：感染症蔓延防止策について

①看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

②指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

③事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講じます。

（１）事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を概ね６か月に１回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底致します。

（２）事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。

（３）従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施致します。

14：高齢者及び障害者の虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者　：代表取締役　鈴木　直也
管　理　者　新井　由美子

②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

③虐待防止のための指針の整備をしています。

④従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

⑤サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

15：業務継続計画の策定等について

①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16：苦情の受付について

（１）当事業所における苦情の受付

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

〇苦情受付窓口（電話番号）０４８-５９８-８０７１　担当者：管理者 新井　由美子

※管理者不在のときは他の職員が受け付ける場合もあります。

〇受付時間　毎週月-土曜日　９時００分から１８時００分

（２）行政機関その他苦情受付機関

公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

深谷市役所	所在地：埼玉県深谷市仲町 11-1 代表連絡先：０４８-５７１-１２１１ 長寿福祉課：０４８-５７４-８５４４
寄居町役場	所在地：埼玉県大里郡寄居町寄居 1180-1 代表連絡先：０４８-５８１-２１２１ 福　祉　課：０４８-５８１-９１６０
熊谷市役所	所在地：埼玉県熊谷市宮町 2-47-1 代表連絡先：０４８-５２４-１１１１ 長寿いきがい課：０４８-５２４-１４０２
本庄市役所	所在地：埼玉県本庄市本庄 3-5-3 代表連絡先：０４９５-２５-１１１１ 介護保険課：０４９５-２５-１９６３
美里町役場	所在地：埼玉県児玉郡美里町木部 323-1 代表連絡先：０４９５-７６-１１１１ 介護福祉課：０４９５-７６-５１３２
大里広域市町村圏組合 介護保険課担当	所在地：埼玉県熊谷市曙町 2-70 代表連絡先：０４８-５０１-１３３０
埼玉県国民健康保険団体連合会	所在地：埼玉県さいたま市中央区 下落合 1704 代表連絡先：０４８-８２４-２７６１

令和　　年　　月　　日

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明致しました。

事業者　所　在　地　埼玉県深谷市常盤町 55 番地 68
法　人　名　株式会社 SunDear
代　表　者　鈴木　直也　　㊞

説明者　事業者名　心の訪問看護ステーション向日葵-深谷-
氏名　　㊞

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明をうけ、同意し、本書の交付を受けました。

利用者　住所
氏名　　㊞

（代理人）住所
氏名　　㊞